

国際日本文化研究センター国内客員教員及び客員外国人研究員選考規則

平成14（2002）年10月3日	制 定
令和 8（2026）年 8月6日	最終改正

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）国内客員教員及び客員外国人研究員（以下「外国人研究員」という。）の選考方法等について定めるものとする。

第2条 国内客員教員候補者の募集は、センター専任教員の推薦によるものとし、外国人研究員候補者の募集は、公募を原則とする。

第3条 国内客員教員及び外国人研究員の候補者の選考は、客員教員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、行うものとする。ただし、共同研究の代表者及び共同研究員として共同研究委員会から推薦のあった外国人研究員候補者については、委員会は改めて選考は行わない。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから所長が指名する者2名

（2）専任の教授及び准教授のうちから所長が指名する者若干名

第4条 前条第2項第2号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5条 委員長は、第3条第2項第1号のうちから所長が指名する者をもって充てる。

第6条 委員会は、随時関係教員の意見を聴取することができる。

第7条 委員会は、国内客員教員候補者については、専任教員から提出された「国内客員教員推薦書（別記様式）」、外国人研究員候補者については、応募者から提出された「外国人研究員申請書」及び受入れ予定教員から提出された「外国人研究員受入れ承諾書」に基づいて、それぞれ選考を行うものとする。

2 委員会は、前項の「外国人研究員受入れ承諾書」の提出に先立ち、応募のあった外国人研究員候補者の氏名・業績等を専任教員に供覧するものとする。

第8条 委員会は、国内客員教員及び外国人研究員の候補者の決定にあたっては応募者の研究分野とその業績、研究計画、招へい期間及び別に定める申合せ等を考慮して選考する。

第9条 委員会は、選考の経過を一切公表しない。

第10条 国内客員教員及び外国人研究員の採用にかかわる決定は、運営会議の議を経て所長が行う。

附 則

この規則は、平成14年10月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8（2026）年8月6日から施行する。

別記様式

国内客員教員推薦書

年 月 日

国際日本文化研究センター所長 殿

推薦者 職 名 _____
氏 名 _____ 印

下記の者を、国内客員教員として任用したいので、別添のとおり本人の履歴書等を添えて推薦します。

記

所属機関・職名 _____
ふ り が な _____
氏 名 _____

推 薦 理 由（センターの研究活動において期待する役割等）

※ 添 付 書 類

1. 本人の履歴書（氏名、生年月日、学歴、資格、職歴、研究歴、専門分野を記載したもの）
2. 主な研究業績一覧（著書、論文10編程度）